

安全衛生推進者 養成講習

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場、営業所や工場では、事業区分により「安全衛生推進者」あるいは「衛生推進者」を選任しなければなりません。（労働安全衛生法 第12条の2項）
当協会では、この「安全衛生推進者養成講習」を次の要領で実施いたしますので、是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

- ☆「安全衛生推進者」を選任しなければならない業種
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業
通信業、各種商品卸売業・小売業、自動車整備業、機械修理業、家具・建具・什器等
卸売業・小売業、旅館業、ゴルフ場
- ☆「衛生推進者」を選任しなければならない業種
上記以外の業種

記

実施日及び会場 【第1回】2019年 8月 1日(木)、2日(金) 田川市民会館 田川市大字伊田2550-1
※詳細は受講票でご案内致します。

受講料・テキスト代・受講区分（講習時間）

受講料	講習時間	テキスト代	合計金額
10,800円 (消費税8%含)	10H	1,404円 (消費税8%含)	12,204円 (消費税8%含)

※ 2019年10月1日～消費税率が10%に移行した場合は、それに準じて税込み金額が変わります。

定員 30名（定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込み下さい）

- 申込方法**
- ・ 受講申込書に必要事項を記入・押印のうえ、①～③を添えてお申し込み下さい。
 - ①証明写真1枚
(縦3.0cm×横2.4cm、申込前6ヶ月以内に撮影、上三分身、正面脱帽、無背景、裏面に氏名記入)
 - ②本人確認書類の写し
(自動車運転免許証、住民票：交付後6ヶ月以内、在留カード等)
 - ③受講料・テキスト代の合計金額
 - ・ 申込書類及び受講料等は、下記期日までに提出して下さい。（お早めにお申し込み下さい）
【第1回】7月16日（火）
 - ※受講申込書は、「田川労働基準協会」のホームページからもダウンロードできます。
 - ・ 申込書を郵送された場合の受講料及びテキスト代は「現金書留」又は「銀行振込」いずれかの方法でお願いします。

振込先（※振込手数料は、貴社にてご負担願います。）

福岡銀行 伊田支店 普通預金 No.1388244 一般社団法人 田川労働基準協会

- 注意事項**
- ・ 既納の受講料等は返金いたしません。当日受講できない時は受講者の変更をして下さい。
 - ・ 遅刻、早退、欠席について受講は無効となります。次回への繰延べはできません。
 - ・ 台風や積雪、強風等の安全確保が困難な状況や、受講希望者が定数に満たない場合は中止もしくは変更、延期する場合がございます。
 - ・ 事務局へお出での際は、外出している事がありますので電話等でお確かめの上お出下さい。

申込先 一般社団法人 田川労働基準協会

〒825-0013 田川市中央町4番10号

電話（0947）42-1658 FAX（0947）42-2752